

在園児専用

2019年支給認定現況届 および 利用申請のご案内

保育所等の在園児の保護者について、保育を必要とする事由（就労状況など）の確認、次年度の施設利用の意思確認を行うため、「支給認定現況届 兼 利用申請書」及び保育を必要とする事由を確認する書類の提出をしていただきます。入所調整結果は、2月下旬頃に郵送にてご案内する予定です。

なお、書類の不足、書類内容の虚偽、申請書の未提出などにより継続入所できない場合がありますのでご注意ください。

提出に必要な書類

※保育所を通じて配布 又は 直接送付します。

【全員必要】

- ①【継続児用】支給認定現況届 兼 利用申請書
- ②保育を必要とする事由（就労） 又は 保育を必要とする事由（就労以外）



【場合によって必要】

- ③支給認定変更申請書

※求職活動中だったが、就職が決まったなど現在届出している状況と変更があった場合は届け出てください。

提出場所

【町内の保育所へ通っていて、4月からも同じ保育所を利用希望の方】

現在、利用している保育所

※③の支給認定変更申請書を提出する方は役場福祉課

【町外の保育所を利用している 又は 4月から保育所を変えたい方】

大任町役場 福祉課 福祉係

提出期間

平成31年1月4日（金）～1月18日（金）

※期間を過ぎますと、保育所利用の意思がないと判断し新規の方の利用調整をさせていただきますのでご了承ください。

